

平成30年(行ウ)第4号 公園事業内容変更認可処分取消請求事件

原告 ブルデシルヴェストル恵

被告 沖縄県

準備書面(6)

令和元年11月12日

那覇地方裁判所民事第1部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 喜多自然

同 下地聡子

違法性について、下記のとおり主張を補充する。

1 本件処分の違法性については、訴状15頁で指摘したところである。すなわち、分譲を含むホテル事業は、自然公園法2条6号、16条3項、同法施行令1条3号にいう「宿舎」には該当しないことから、公園事業としては実施できないものであり、このことは、国立公園事業取扱要領(甲22)が、「利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと」と定めていること(第10の1(7))や、分譲を含むホテル事業は公園事業として実施できないものであることは自然公園法を所管する環境省の見解であること(甲21)からも裏付けられる。自然公園法の趣旨からもそのように解釈するのが相当であることは、訴状15頁で指摘したとおりである。

2 このように公園事業として行われる「宿舎」事業は、国立公園内での事業であるという公共性ゆえに、「国民宿舎」(当該自然公園の自然環境や景観を享受する目的で、不特定多数の国民が低廉な料金で利用できるために国立公園内に保養のために建設される公共の施設)として認可されてきた。環境省自身、このような国民宿舎は通常のホテルとは異なることから、「ホテル」との名称を付すこと自体を避けるよう通達を出したりしている。国民宿舎は、公営のものと民営のものがあり、後者であれば環境省や都道府県の認可を受けることにより可能になるが、上記のような国民宿舎としての性格は保持されていなければならない。

しかし、本件建物及びその前提となるホテル事業は、分譲を前提としている点で特定の利用者の使用を目的としたものであるだけでなく、国立公園内の自然環境や景観への配慮を欠く巨大な建築物であり、また価格が1泊10万円以上する超高級ホテルとなっており、自然公園法が宿舎事業として想定している「国民宿舎」とはかけ離れた公共性のないものとなっており、結果的に、公共の財産である沖縄海岸国立公園が、特定の大企業によって独占され

ることになってしまっている。以上の点からしても，本件建物が自然公園法が定める「宿舎」には該当しないというべきである（甲43）。

以 上